

平成 21 年

第 2 回市議会臨時会 議案第 1 号

専決処分の報告について

函館市税条例の一部を改正する条例を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により，平成 21 年 3 月 31 日次のとおり専決したので，議会の承認を求める。

平成 21 年 5 月 13 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市税条例の一部を改正する条例

函館市税条例（昭和 25 年函館市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条の 2 第 1 項中「もしくは第 2 項」を削る。

第 30 条の 9 の 2 第 2 項を削り，同条第 3 項中「第 1 項の特別徴収対象年金所得者」を「前項の特別徴収対象年金所得者」に改め，同項を同条第 2 項とする。

第 30 条の 9 の 3 中「（同条第 2 項の規定により給与所得および公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する場合にあつては，当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。）」を削る。

第 30 条の 9 の 5 第 1 項中「（同条第 2 項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあつては，当該所得割額を控除した額）」を削り，同条第 2 項中「および同条第 2 項」を削り，「同条第 3 項」を「同条第 2 項」に改め，同条第 3 項中「（同条第 2 項の規定により給与所得および公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する場合にあつては，当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。）」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）」を「前条第 1 項」とあるのは「第 30 条の 9 の 5 第 1 項」に改

める。

附則第8条の2第2項各号列記以外の部分中「附則第7条第7項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改める。

附則第9条の見出しを「（平成22年度または平成23年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第1項中「平成19年度分または平成20年度分」を「平成22年度分または平成23年度分」に改め、同条第2項中「平成19年度適用土地または平成19年度類似適用土地」を「平成22年度適用土地または平成22年度類似適用土地」に、「平成20年度分」を「平成23年度分」に改める。

附則第9条の2を削る。

附則第10条（見出しを含む。）、第12条（見出しを含む。）、第17条（見出しを含む。）および第18条（見出しを含む。）中「平成18年度から平成20年度」を「平成21年度から平成23年度」に改める。

附則第20条中「地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第15条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条」に、「平成18年度から平成20年度」を「平成21年度から平成23年度」に改める。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 改正後の函館市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成21年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成20年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 改正後の函館市税条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成21年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成20年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。